

藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例

藤枝市職員定数条例(昭和29年藤枝市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(臨時又は非常勤の職員を除く。)」を加える。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市長の事務部局の職員 620人
- (2) 公営企業の事務部局の職員 960人
  - ア 病院事業の職員 900人
  - イ その他の公営企業の職員 60人

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。